

### 「3・11から4年目」

2015年03月11日

2011年3月11日に三陸沖海溝でマグニチュード9.0の大地震が起こった。地震は巨大津波を引き起こした。命を失った方々、今なお行方不明者たちが2万人近くにもなる大災害であった。黒い大波に飲まれていく人々、押しつぶされていく町々のテレビ映像を見て、驚愕した。亡くなった人々の苦しさや無念さを思う。そして被災者たちの悲しみと苦労が始まった。続いて起こった福島原発事故が苦しみに追い打ちをかけた。

私は翌年の4月に、岩手、宮城、福島の三県の海岸を、三枝千洋牧師の車で走り被害の実情を見、被災した諸教会を訪ね、そして原発事故の20kmの所まで案内してもらった。テレビで見るのとは違い、生々しい被災状況に圧倒された。「第二の敗戦」と言われるほどの未曾有の災害であった。この災害によって、日本は経済最優先ではなく、命を守る文化、文明を求める社会に変わって行くと思った。あの日から4年経った。誰もが復興を願ったが、現実はどうような復興がなされず、被災者たちの苦労は続いている。

地震、津波は自然災害で、対策の不備が咎められることもあるだろうが、人間には不可抗力の出来事であったと言える。しかし、原発事故に関しては、国会の事故調査委員会が「人災であることは明らかである」と断定している。政府、東電の事故に関する報道の隠蔽と誤報が被災者たちを翻弄し、見えない放射能が多くの人々を苦しめた。故郷を失い、生活の基盤が壊され、10数万人もの人々が現在も流浪している。苦悩に耐えかね自死する人々が50人をゆうに超えている。

事故原因も解明されず、事故終息の見通しも全く立っていない。そのような中で、原発再稼働に向けて、政府、電力会社は躍起になっている。「電力ムラ」は強力な権力、財力で押し進めようとしている。日本は変わると期待したが、変わることなく従来通りを突き進んでいる。戦時中の軍部の暴走を止められなかった状況と重なって見える。

福島原発告訴団が形成され、国と東電を業務上過失致死傷罪などで告訴したが、東京地裁は二度にわたり「想定外なので責任はない」として不起訴処分にした。命と生存権を奪う重大な事故を起こしながら、刑事責任を問えないことに啞然とする。

弁護士の古川元晴氏と日本大学法学部教授の船山泰範氏は『福島原発、裁かれないでいいのか』を著している。その中で、刑事責任について二つの考え方があると言っている。一つは、具体的、確実に予測できる危険についてのみ、責任を問えるとする考えである（確実な危険）。もう一つは、事故が起きたことがなく、発生メカニズムも分かっていないことであっても、起きる可能性を合理的に予測できる危険について、責任を問えるとする考えである（未知の危険）。そして「福島原発事故の本質的原因は、時代がすでに『危険社会』に転換し、『未知の危険』をも見据えた安全対策を講じるべき社会状況にあったのに、国策として、安全よりも原発稼働を優先させて『未知の危険』に目をつぶり、『確実な危険』のみを想定してきた状況認識の甘さと、それを許した不誠実に求められます」と書いている。諸々の資料から、福島原発は十分に危険が察知されていた。

日本は国や大企業が過失を犯しても、その責任を問わず、せいぜい「トカゲのシッポ切り」で終わらせることが多いのではないか。そのために責任を負わなくてもよいとする風潮を醸成してきた。原発事故に関して、刑事責任を明確にすることが急務であるし、それなくしては、被災者たちは納得できまい。3・11の日を改めて、「核」は人間の科学では扱えない事実を認め、原発を廃棄していくべきであると思う。